

袴田事件第2次再審請求の再審開始決定に対する 即時抗告の棄却を求める要請書

年 月 日

東京高等裁判所第8刑事部 裁判長 大島 隆明 殿

袴田巖さんが不当に逮捕・起訴されてから半世紀以上が経ちました。静岡地裁による再審開始決定に異議を唱えた検察の即時抗告により、袴田さんは未だ死刑囚のまま、再審無罪判決を求めて闘い続けています。

検察の即時抗告は、組織の面子を保つためになされた不当なものです。こうした無意味な即時抗告にもかかわらず、貴職らは原審で決着済みのDNA鑑定について検証実験を求める検察に引きずられ、審理をいたずらに長期化させています。今こそ勇気をもって検証実験を中止すべきです。

即時抗告審では、警察が隠し続けてきた袴田さんの取調べ録音テープが開示され、再審理由に該当する新事実も明らかになりました。すなわち、①取調室への便器持ち込みに関する偽証罪、②取調室に便器を持ち込み取調官の面前で小便をさせた特別公務員暴行陵虐罪、③弁護人との接見を盗聴した公務員職権濫用罪、④犯行着衣とされたズボンの寸法札に関する実況見分調書を偽造した有印虚偽公文書作成罪など、警察官が捜査や公判で数々の「職務に関する罪」を犯していたのです。

30歳で逮捕された袴田さんは今年(2017年)3月で81歳になりました。冤罪によって奪われた歳月を取り返すことは出来ません。いま袴田さんは、故郷の浜松で姉・ひで子さんと暮らしていますが、拘禁反応による妄想障害は続いています。再審無罪判決を聞くまでは、袴田さんの真の「心の解放」はあり得ません。

貴職らは、これ以上の拘束は「耐え難いほど正義に反する」として袴田さんを獄中から解放した再審開始決定を真摯に受けとめ、直ちに即時抗告を棄却すべきです。

【要 請 事 項】

司法の正義を具体的かつ早急に実現すべく、捜査機関が保有する全ての証拠を開示させ、貴職が検察の即時抗告を直ちに棄却するよう求めます。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

【集約団体】袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会

構成団体：日本国民救援会／日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会／袴田巖さんの再審を求める会／袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会／袴田巖さんを救援する静岡県民の会／浜松・袴田巖さんを救う市民の会／無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

【送り先・問合せ】